

● イベントの開催についての要請【特措法第24条第9項】

栃木県全域

【開催に必要な要件】

- ① 全てのイベントにおいて「イベント開催時における必要な感染防止策」を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- ② イベントごとに「チェックリスト」または「感染防止安全計画」を作成すること
 - ・5,000人超のイベントについては「感染防止安全計画」を策定し、県所管課による確認を受けること
 - ・それ以外のイベントについては「チェックリスト」を作成し、HP等で公表すること（終了後1年間保管）
- ③ 下記の人数上限等に沿った規模とすること

【人数上限等】

○ 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

		収容率	人数上限
チェックリスト作成のみ	大声なし※3	100%以内※1	5,000人以下
	大声あり※3	50%以内※2	
「感染防止安全計画」策定・実施		100%以内 「大声なし」の担保が前提	20,000人以下

※1 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること。

※2 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保すること。間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること

※3 「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」を大声と定義する。

- ワクチン検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による制限緩和は、感染状況を踏まえ、当面、行わない。
- 「イベント」には遊園地やテーマパーク等を含む。
- 1/28(金)までを周知期間とし、1/29(土)以降のイベントについて適用する。
1/28(金)までに販売されたチケットに限り、キャンセル不要。